

申 請

平成 23 年 11 月 1 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

神奈川県知事  
黒岩 祐治

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に  
基づく平成 23 年 10 月 26 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

小田原市において産出された茶（秋冬番茶以降）

解除を申請する理由：別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

## 1 出荷制限を解除する範囲

小田原市で産出される秋冬番茶以降の茶

## 2 現在までの検査結果

品 目	検査日	地 点	測定結果
			放射性セシウム (Bq/kg)
一番茶 (生葉)	5/13	小田原市①	7 8 0
三番茶 (荒茶)	7/27	小田原市①	6 7 0
		小田原市②	5 5 0
		小田原市③	6 7 0
秋冬番茶 (荒茶)	10/26	小田原市①	2 0 6
		小田原市②	2 4 0
		小田原市③	1 8 5

## \* 検査地点の選定方法

- ・小田原市の茶は久野地区、荻窪地区の2地区で生産されており、この中から、偏りが出ないように選定した。茶園は東向き・南向きとなっている。

## 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、市内で3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、公表する。

## 4 解除後の出荷管理

各荒茶工場及び株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。

また、小田原市で産出された本年産茶（一番茶）、真鶴町及び湯河原町で産出された本年産茶については引き続き流通させないよう、該当市、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施するとともに、流通させる荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

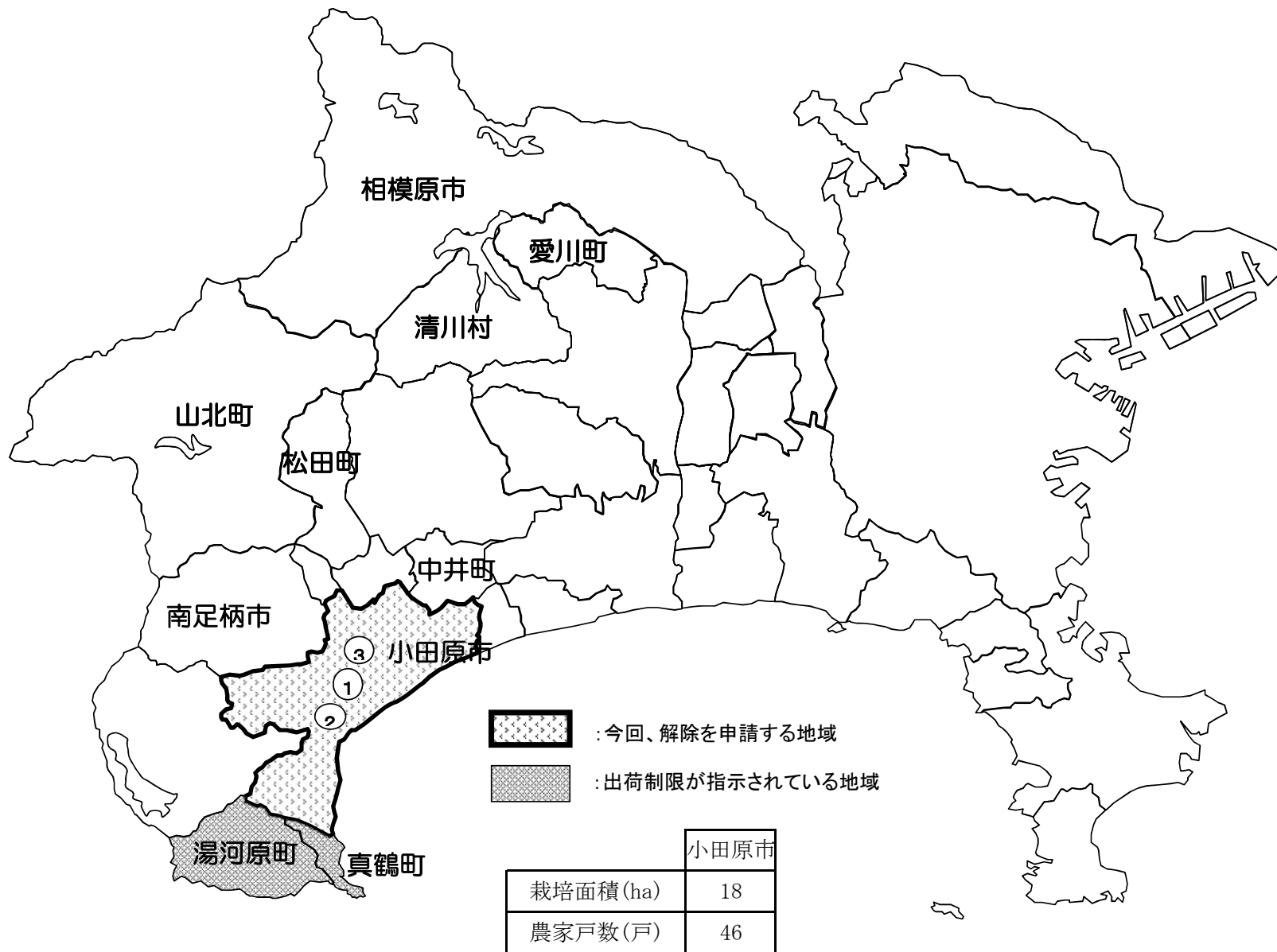
なお、小田原市では一番茶の茶葉は、ほとんどが生葉の段階で処分されており、一部、小田原市内にある荒茶工場で荒茶加工されたものについては、生産者が引き取って処分している。ただし、小田原市内の個人工場内に約0.4tの荒茶が自家飲用分として残っているが、茶箱に区別して管理されており、使用量の記録を求め、巡回指導の際に確認を行うこととする。

( 別 紙 )

5 解除後のモニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合、該当地域の「茶」について、すみやかに出荷自粛を要請する。

[神奈川県における茶の出荷制限状況]



栽培面積：H18年神奈川県農林水産統計年報より  
農家戸数：2010年農林業センサスより